

法人成りのメリットがなくなる!?

はじめに

「個人で事業をやるより法人にした方が税負担が少なくなる」といった話を耳にされたことはありませんか? これは、個人と法人の税率の差を利用する、所得税は累進税率(所得が多くなれば税率も高くなります)となっているため、親族を役員にして所得を分散し税率を下げる、役員報酬を支給すれば、法人の経費(損金)になり、受取った個人は給与所得控除が適用される、などのメリットがあったためです。

しかし、平成18年度税制改正により、このメリットが大きく制限されることとなりました。

今回のワンポイント情報では、改正の影響と法人成りのメリットについてご説明させていただきます。

1 税制改正の内容

<概要> 一定のオーナーに支給する給与のうち、給与所得控除額相当分は損金の額に算入しないこととなります。

<適用開始時期> 平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用

次の要件に該当する法人について適用されます。

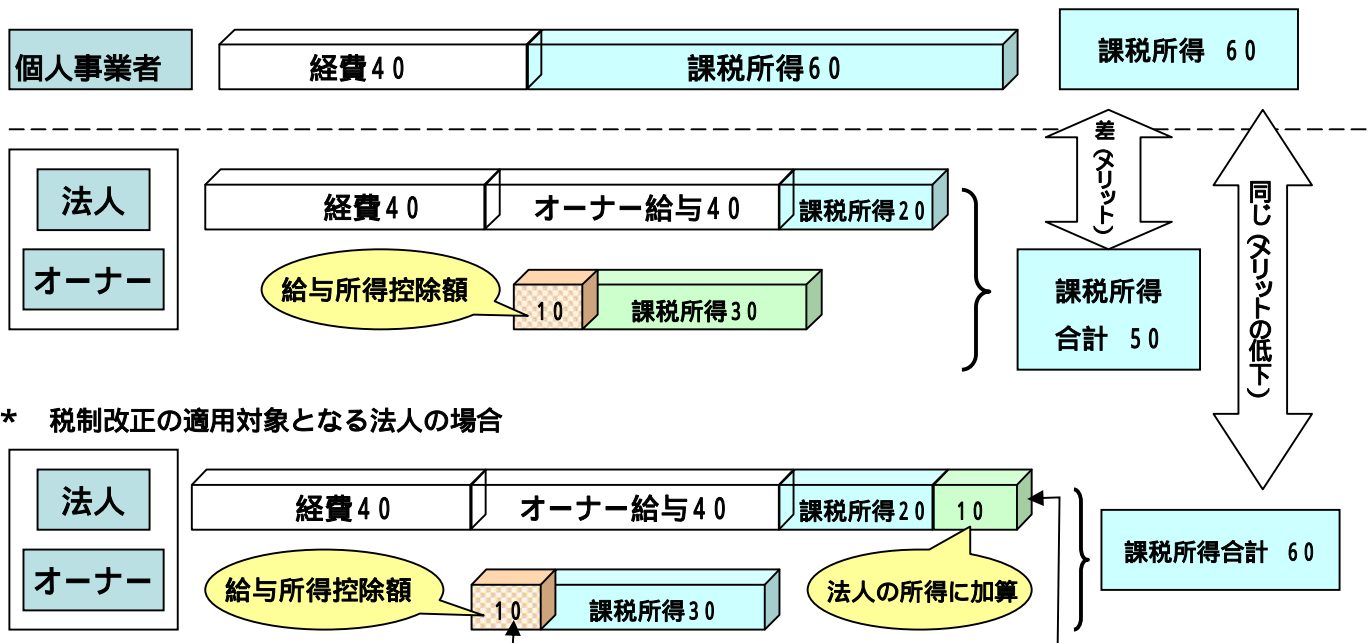
業務を主宰する役員とその同族関係者等が発行済株式の90%以上を保有

業務を主宰する役員とその同族関係者等が常務に従事する役員の過半数を占める

ただし、直前3年間の所得等の金額(所得の金額に業務を主宰する役員等の給与を加算した金額)の平均額が800万円以下である場合、又はその平均額が800万円超3,000万円以下であり、かつ、その平均額に占める業務を主宰する役員等の給与の割合が50%以下である場合には適用されません。

2 給与所得控除額による法人成りのメリット

従来、個人の場合と法人の場合とで比較すると下図のようになり、給与所得控除額の分、課税所得が少なくなるというメリットがありました。しかし、税制改正により一定の要件に該当する法人については、給与所得控除額相当分が法人の所得に加算されるため、従来のようなメリットは見込めなくなりました。



* 税制改正の適用対象となる法人の場合

おわりに

法人成りについては、平成18年度の税制改正により注意すべき点が増えたため、メリット・デメリットをよく把握してから取り組む必要がありますので、ご検討される際にはご遠慮なく質問していただきたいと思います。